

京都市告示第447号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

平成26年12月11日

京都市長 門川 大作

開館時間を延長する日

平成27年3月27日から平成27年4月12日まで及び平成27年4月29日から平成27年5月10日まで（ただし、3月30日、4月6日を除く）の開館時間は、午前9時から午後7時までとします。

（文化市民局美術館）